

第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン (素案)

令和6年(2024年)3月

大阪狭山市

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の策定方法.....	5
4	計画期間.....	6
第2章	大阪狭山市の現状と課題.....	7
1	各種データからみえる現状	7
2	大阪狭山市の男女共同参画の現状と課題	20
	施策の方向性Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」についての課題.....	20
	施策の方向性Ⅱ「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」についての課題....	21
	施策の方向性Ⅲ「あらゆる暴力の根絶」についての課題	22
	施策の方向性Ⅳ「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」についての課題	23
第3章	計画の基本的な考え方.....	24
1	計画の基本理念.....	24
2	計画の基本方向.....	24
3	施策の体系	26
第4章	施策の内容	28
	基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり.....	28
	基本課題(1)誰もが対等な関係であるための意識の変革	28
	基本課題(2)ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実	29
	基本課題(3)生涯を通じての健康支援と健康教育	30
	基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための 仕事と生活の調和の実現	32
	基本課題(1)働きやすい職場づくりの推進.....	32
	基本課題(2)多様な働き方への支援の拡充	33
	基本課題(3)雇用の場での男女平等の推進.....	34
	基本方向Ⅲ あらゆる暴力の根絶	35
	基本課題(1)あらゆる暴力根絶のための基盤づくり	35
	基本課題(2)DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実.....	36
	基本課題(3)ハラスメント防止対策の推進.....	37
	基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり	38
	基本課題(1)政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進	38
	基本課題(2)市民活動や地域社会での男女共同参画の推進.....	39
	基本課題(3)困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	41
	基本課題(4)安全・安心に暮らせるまちづくり	43

第5章	計画の推進	45
1	推進体制.....	45
2	進行管理.....	45
3	苦情などへの対応	46
4	大阪狭山市男女共同参画推進センター(きらっとぴあ)の推進	46

参考資料



第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

【国の動向】

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されています。男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組みが進められており、それに基づき、これまで「男女共同参画基本計画（第1次～第4次）」が策定されています。令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

「第5次男女共同参画基本計画」におけるめざすべき社会として、以下の4点について、基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組みを行い、国際社会と協調する社会

※SDGs:2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組みと連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

② 性別に偏りが無い社会の実現

指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取組みを進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることをめざす。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）[※]も含め、人材登用・育成や政治分野における取組みを強化する必要がある。

③ 家庭や地域での男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）[※]が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備

人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ 科学技術の発展による取組みの推進

AI[※]、IoT[※]等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化する必要がある。

⑦ 困難を抱える女性等への支援

多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性等が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 男女共同参画の視点による防災対策

頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

⑨ 地域の主体的な取組みの推進

地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組みが全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

※無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。

※AI: Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

※IoT: Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタなどに限られていたが、近年では様々なモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

【大阪府の動向】

大阪府においては、平成13年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、5年ごとの改定を経ながら、男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。

このような情勢の変化及びこれまでの計画の進捗状況や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2年8月）に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を策定しました。

【大阪狭山市の動向】

本市においても、男女共同参画社会の実現に向け、平成18年に「大阪狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年には市民が男女共同参画を学び、推進するための拠点として、男女共同参画推進センター・きらっとぴあを開設、平成26年には「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進の取組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、国、大阪府、本市ともに様々な施策を進めていますが、少子高齢化の進展、家庭環境や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化に伴って、男女共同参画を推進するうえで考えなければならない課題は依然として多くあります。また、それらの課題に対応していくためにも、あらゆる分野における女性の活躍が強く求められており、「女性活躍推進法」においても、市町村による女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の策定から10年が経過することから、見直しを行い、新たに「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」との整合を図りました。
- 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」第12条第1項に基づく基本計画
「第五次大阪狭山市総合計画」をはじめとした関連計画との調和を持たせています。
- 以下の計画を包含します。

◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条に基づく
「大阪狭山市女性活躍推進計画」

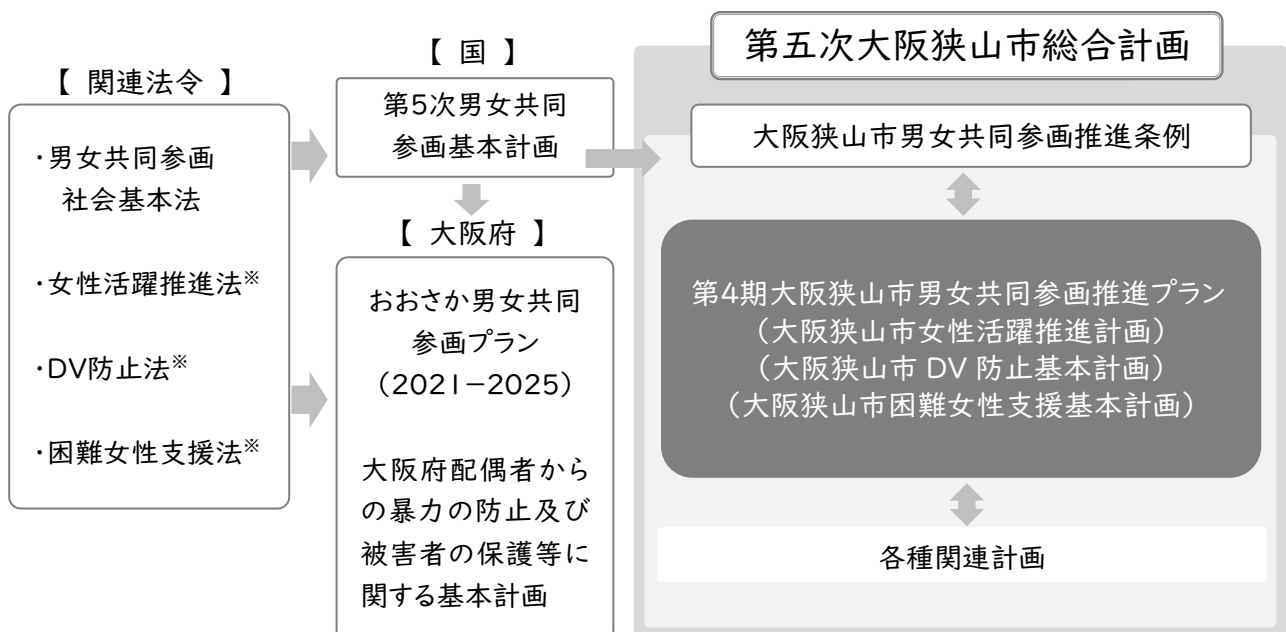
- 基本方向 2「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」
- 基本方向 4「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」
基本課題(1)「政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進」

◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条に基づく
「大阪狭山市DV防止基本計画」

- 基本方向 3「あらゆる暴力の根絶」
基本課題(1)「あらゆる暴力根絶のための基盤づくり」
基本課題(2)「DV（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実」

◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく
「大阪狭山市困難女性支援基本計画」

- 基本方向 4「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」
基本課題(3)「困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備」
施策⑥「困難な問題を抱える女性への支援」

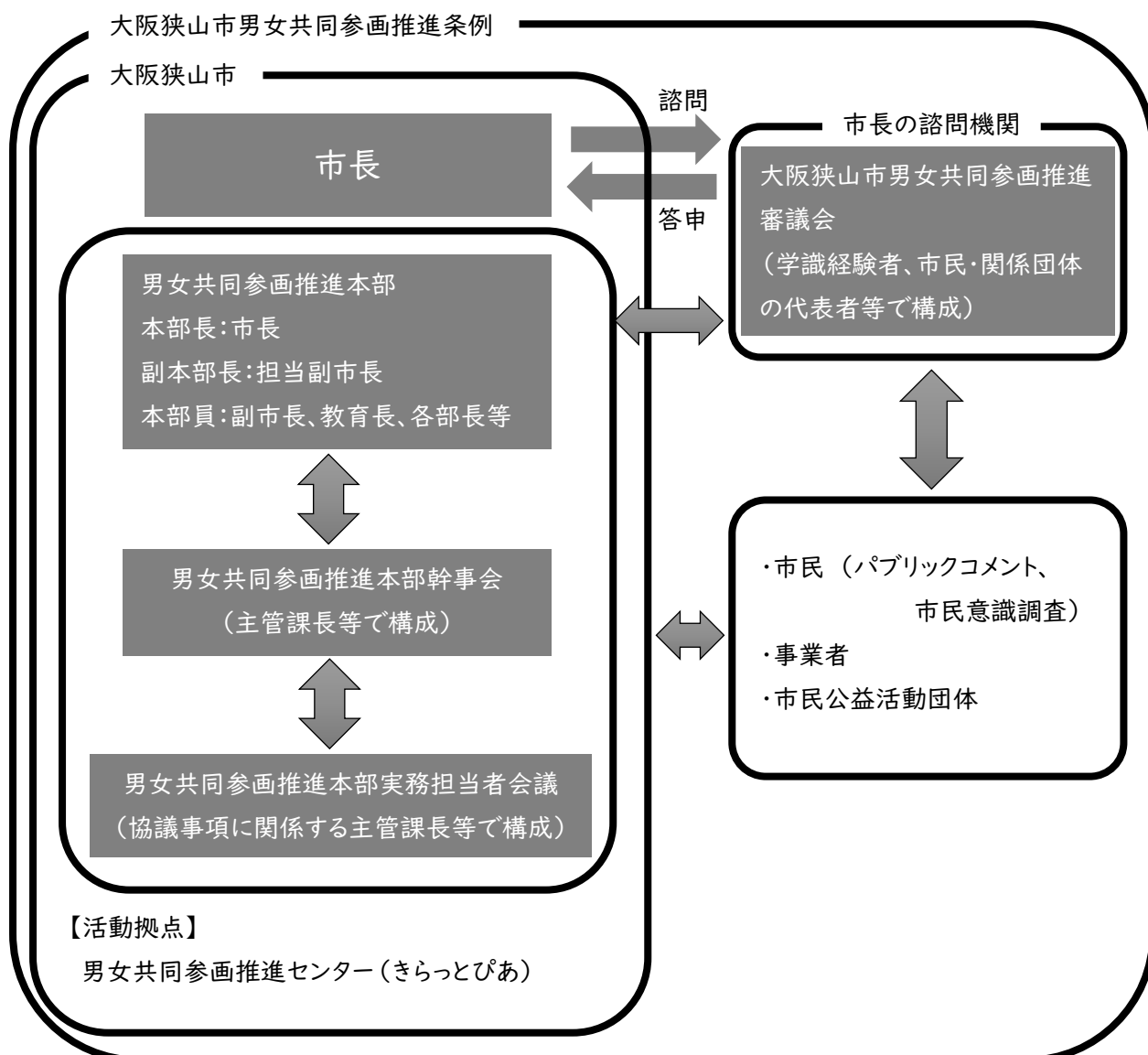


3 計画の策定方法

(1) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、男女共同参画推進審議会※からの意見をいただき、庁内の男女共同参画推進本部会議※及び男女共同参画推進幹事会※で検討を重ねるとともに、市民意識調査やパブリックコメントの募集などを実施し、広く市民の意見を聴き、その反映に努めて策定しました。

【大阪狭山市男女共同参画推進体制】



(2) 目標の設定

本計画においては、直近の国・府の計画と整合性を図りつつ、市民意識調査の分析を基に本市の実態に即した具体的な目標値の見直しと設定を行います。

4 計画期間

計画期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度～
大阪狭 山市	第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン(R6-15)						
大阪府	おおさか男女共同参画 プラン(2021-2025)		次期計画				
国	第5次男女共同参画基本計画(R2-12)						



第2章

大阪狭山市の現状と課題

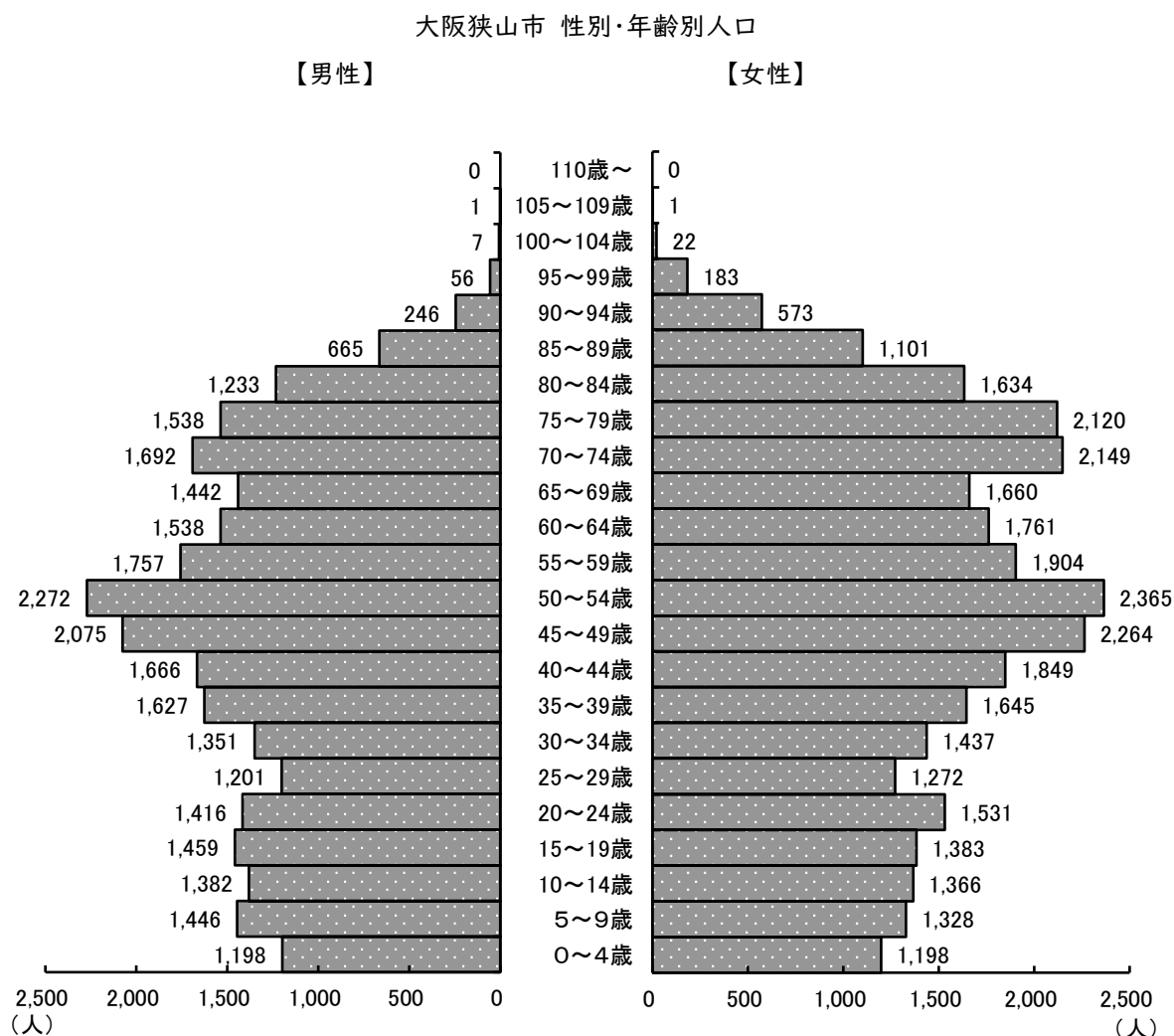
Ⅰ 各種データからみえる現状

(Ⅰ) 統計データからみえる現状

① 人口構成及び推移について

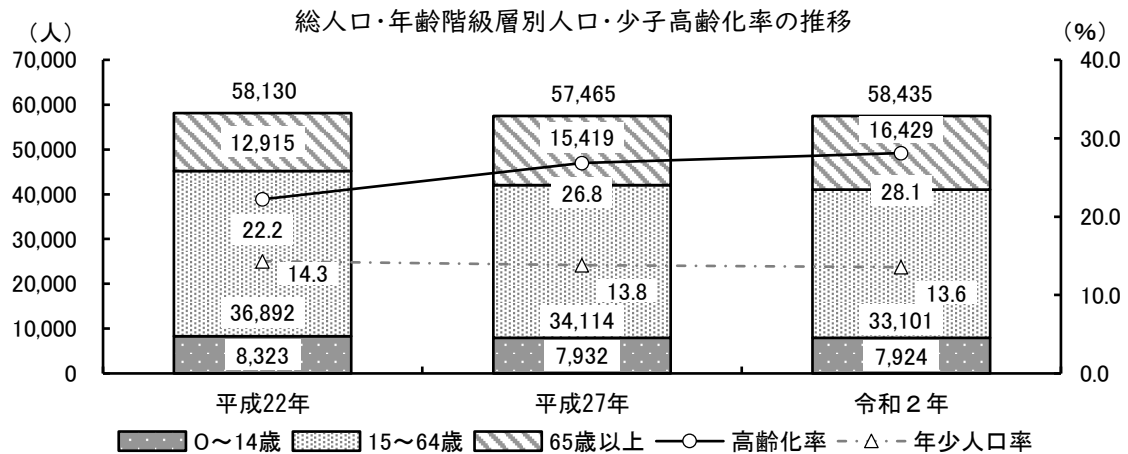
本市の総人口は、令和5年9月30日現在で58,014人となっており、そのうち男性が27,268人(47.0%)、女性が30,746人(53.0%)となっています。

少子高齢化が進んでおり、令和5年9月30日現在の65歳以上の人口が16,323人で、高齢化率は28.1%となっています。



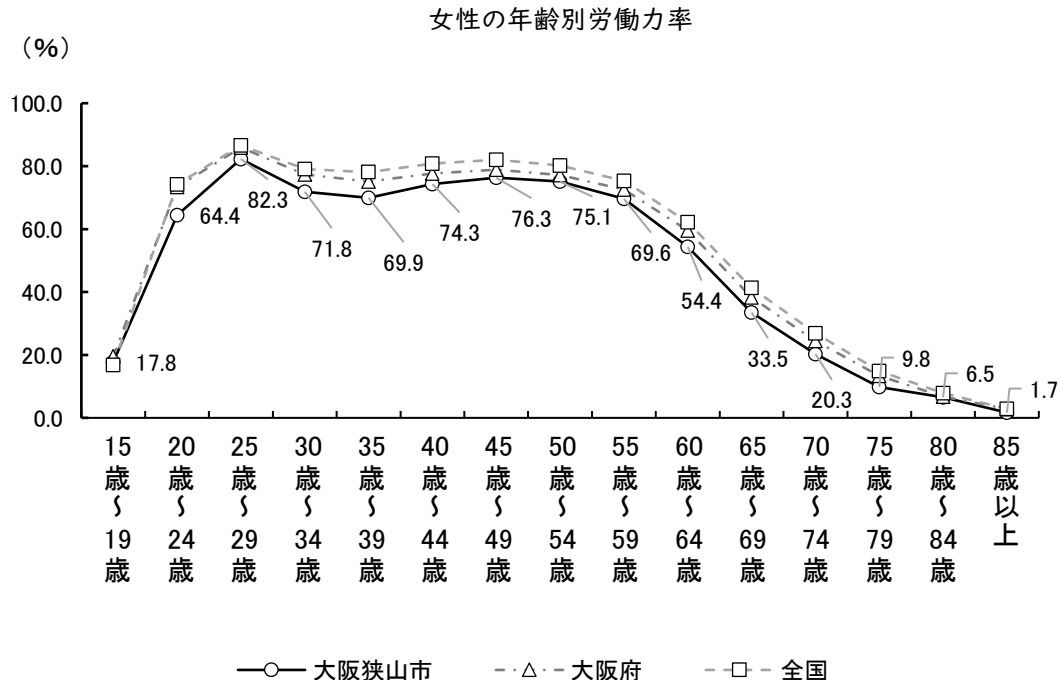
資料：住民基本台帳(令和5年9月30日現在)

※外国人人口を含む



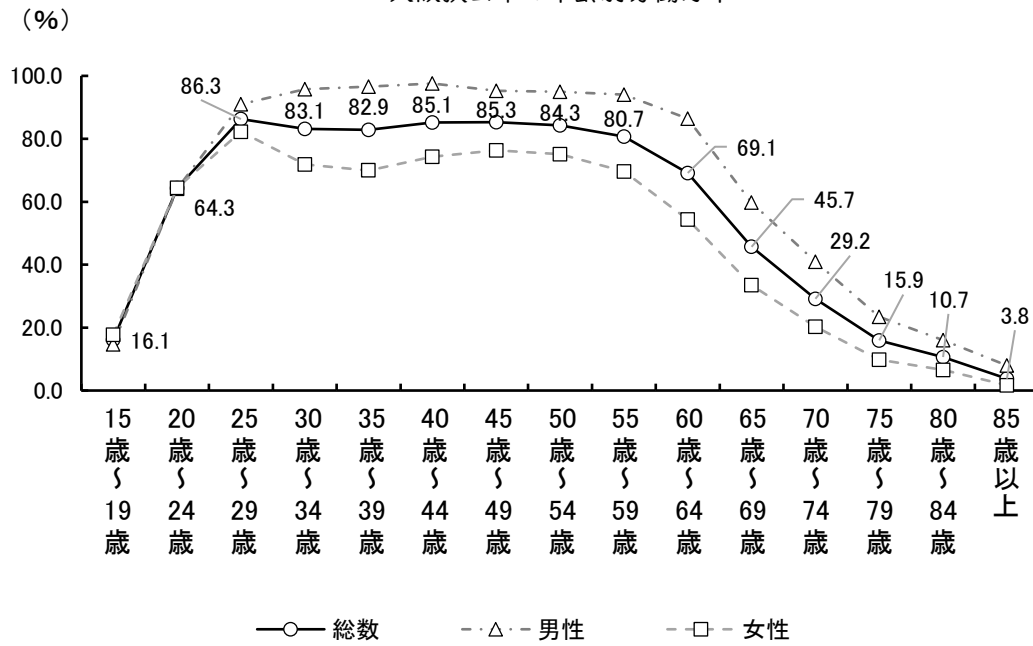
②就業の状況について

女性の労働力については、全国と大阪府と概ね同じように推移していますが、30～34歳が71.8%、35～39歳が69.9%となっており、全国と大阪府を下回り、結婚・出産で一度退職し、子育てが一段落すると再度就労につくという、緩やかなM字カーブ※となっています。



※M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状態。

大阪狭山市の年齢別労働力率



資料:国勢調査(令和2年)

(2) アンケート調査結果からみえる現状

〈アンケート調査概要〉

1 調査の目的

社会情勢の変化や国、大阪府の新たな施策に対応するために、市民の皆さまのニーズやこれまでの取り組みの成果を把握することを目的に調査を実施しました。

2 調査対象

市内に住んでいる満18歳以上の方1,500人、層化無作為抽出

3 調査期間

令和5年2月3日～令和5年2月22日

4 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

5 回収状況

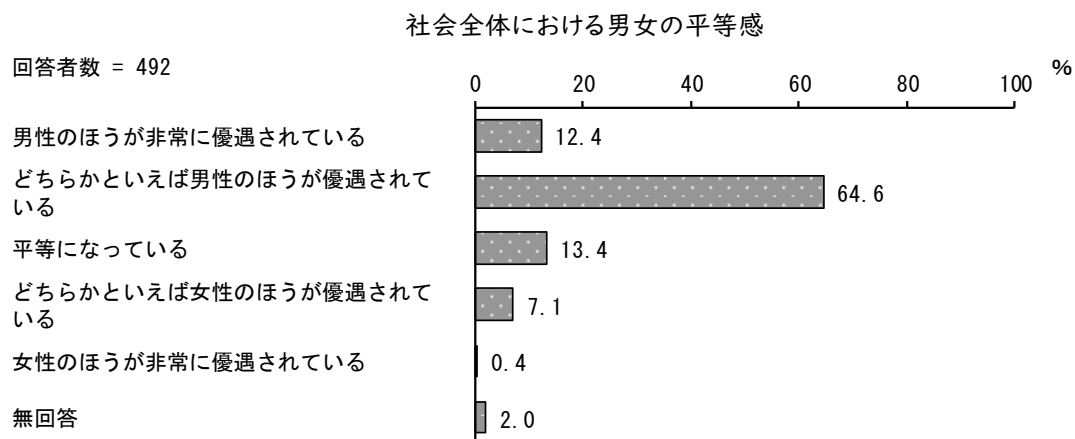
	配付数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	1500 通	492 通	32.8%

6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。

① 社会全体における男女の平等感

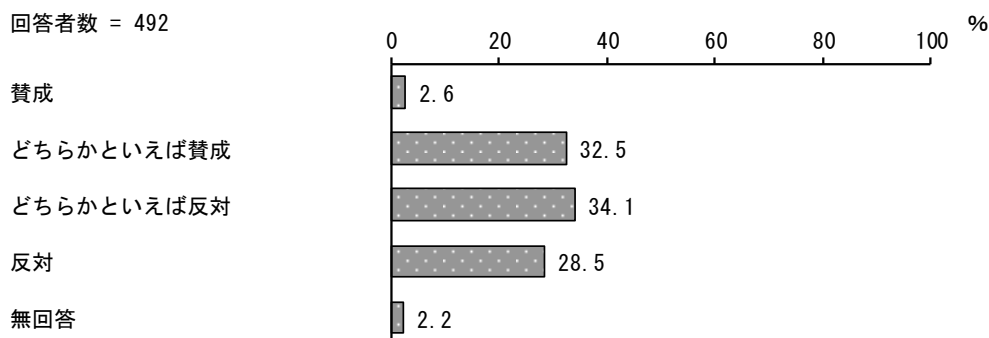
「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」をあわせた“男性のほうが優遇されている”が77.0%と多数を占め、「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」と「女性のほうが非常に優遇されている」をあわせた“女性の方が優遇されている”の割合が7.5%となっています。



② 性別による固定的役割分担意識について

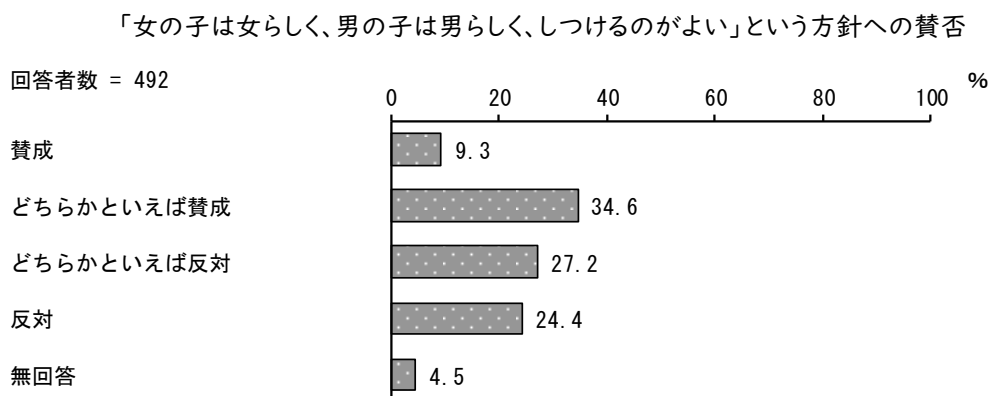
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方への賛否について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の人が35.1%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の人が62.6%となっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方への賛否



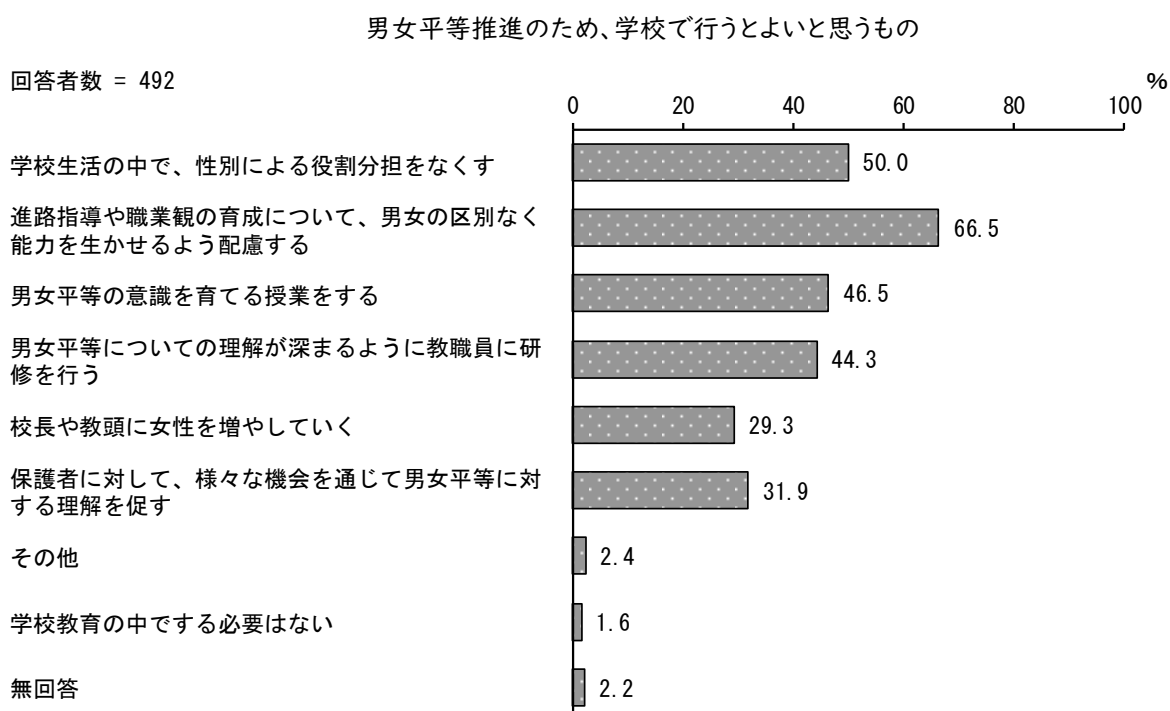
③ 家庭における子どもの教育方針

「女の子は女らしく、男の子は男らしく、しつけるのがよい」という方針への賛否について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の人が43.9%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の人が51.6%となっています。



④ 男女平等推進のため、学校で行うとよいと思うもの

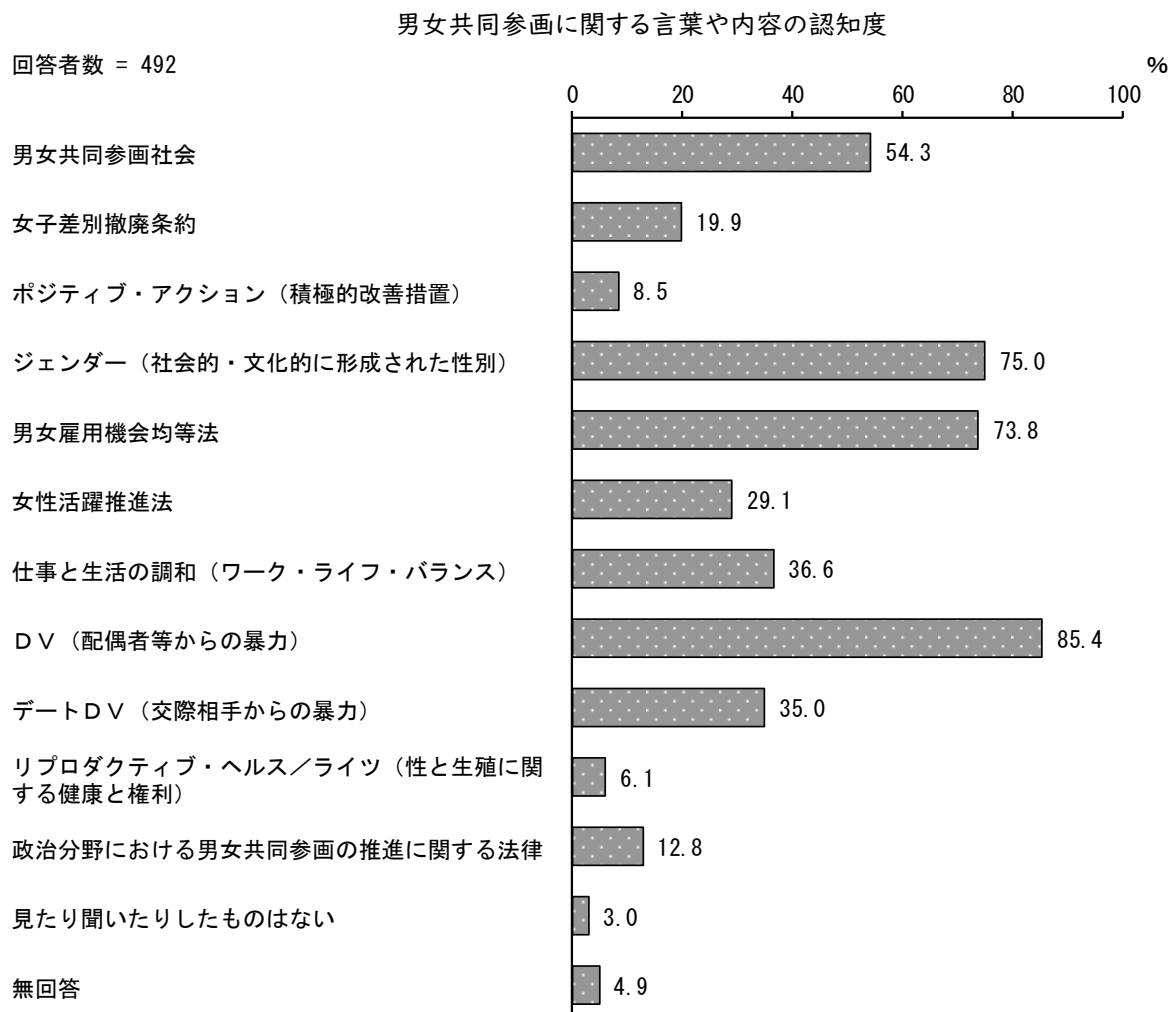
「進路指導や職業観の育成について、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が66.5%と最も高く、次いで「学校生活の中で、性別による役割分担をなくす」が50.0%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が46.5%となっています。



⑤ 男女共同参画に関する言葉や内容の認知度

男女共同参画に関する言葉や内容のうち知っている人が多いものは、「DV（配偶者等からの暴力）」が85.4%と最も高く、次いで「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が75.0%、「男女雇用機会均等法」が73.8%となっています。

その一方、「女子差別撤廃条約」「ポジティブ・アクション」「リプロダクティブヘルス・ライツ」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の認知度は2割未満と低くなっています。



⑥ 仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度

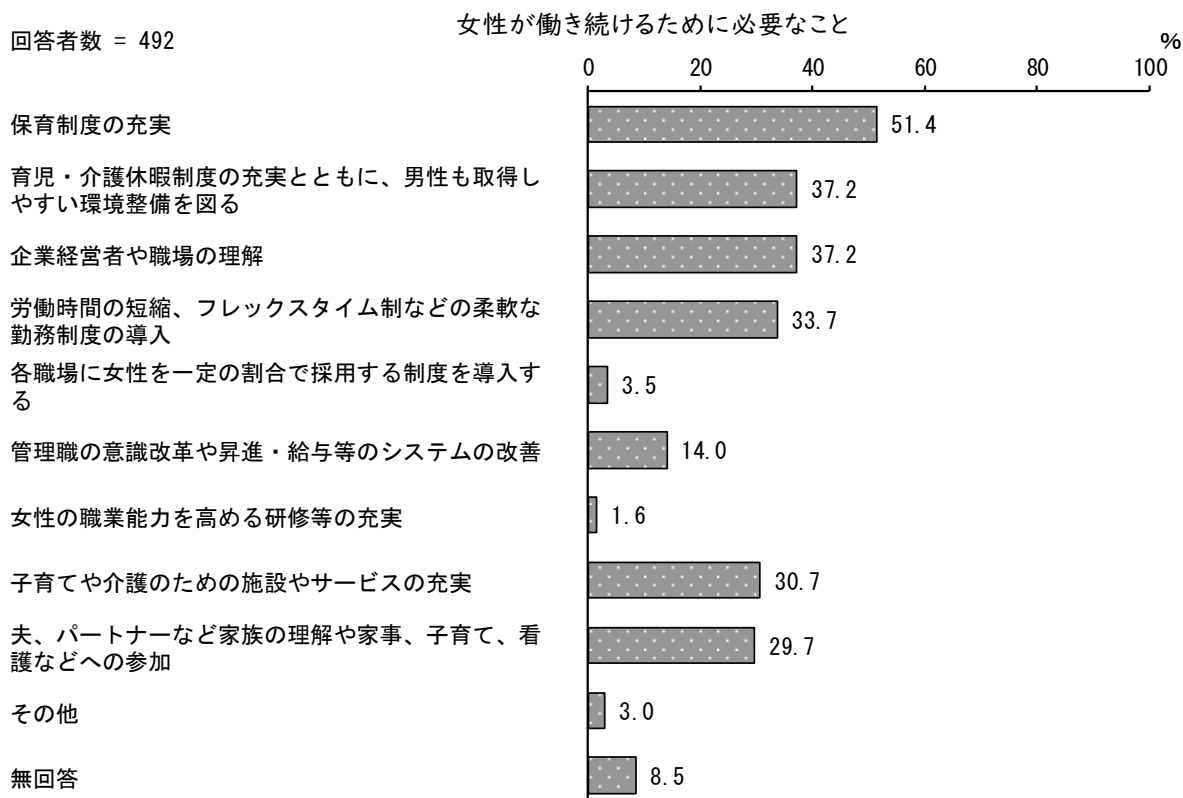
仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度を性別でみると、男性では「仕事」を優先している人が30.4%と最も高く、女性では「家庭生活」を優先している人が35.7%と最も高くなっています。

仕事と家庭生活、地域生活の現実の優先度

区分	回答者数(件)	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」と「家庭生活」のすべてを大切にしている	無回答
全体	492	24.6	27.8	3.5	25.0	3.9	4.3	7.7	3.3
男性	181	30.4	14.9	5.0	28.2	5.5	3.9	9.9	2.2
女性	297	21.9	35.7	2.4	23.2	3.0	4.7	5.4	3.7
性別を答えることに抵抗を感じる	10	10.0	20.0	10.0	20.0	—	—	40.0	—

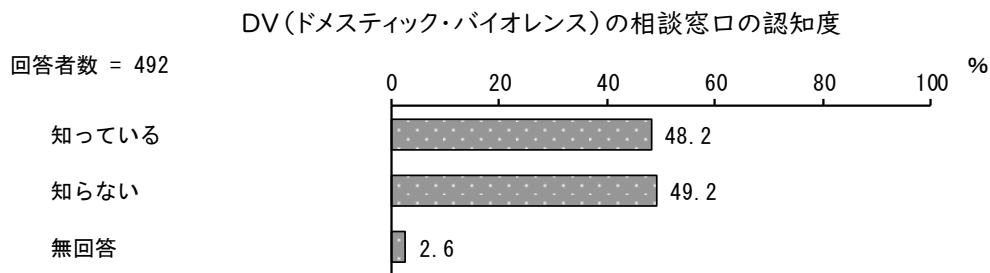
⑦ 女性が働き続けるために必要なこと

「保育制度の充実」が51.4%と最も高く、次いで「育児・介護休暇制度の充実とともに、男性も取得しやすい環境整備を図る」、「企業経営者や職場の理解」が37.2%となっており、育児や保育と職場への理解が多くなっています。



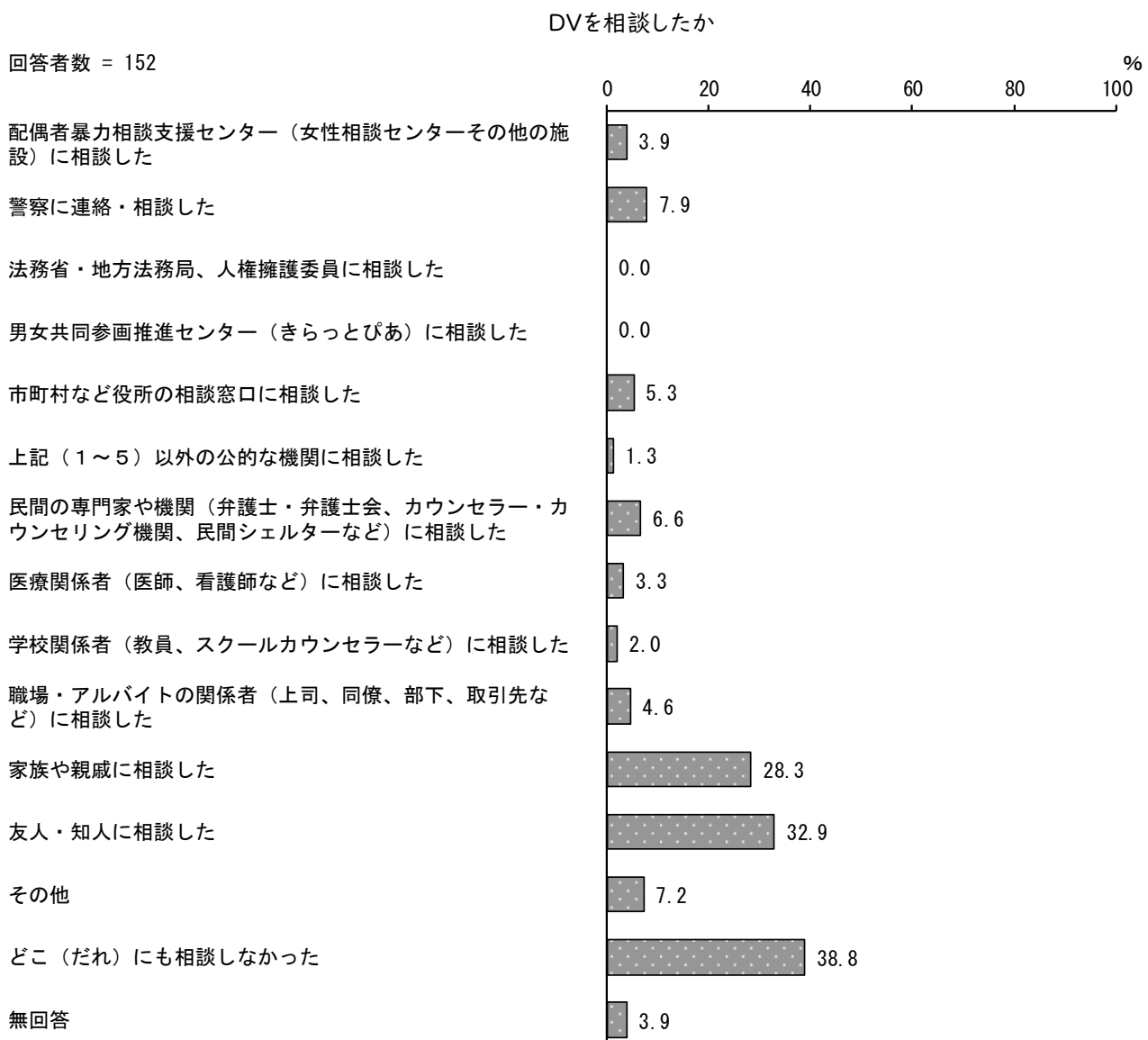
⑧ DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口の認知度

「知っている」が48.2%と、相談窓口を知っている人も半数未満となっています。



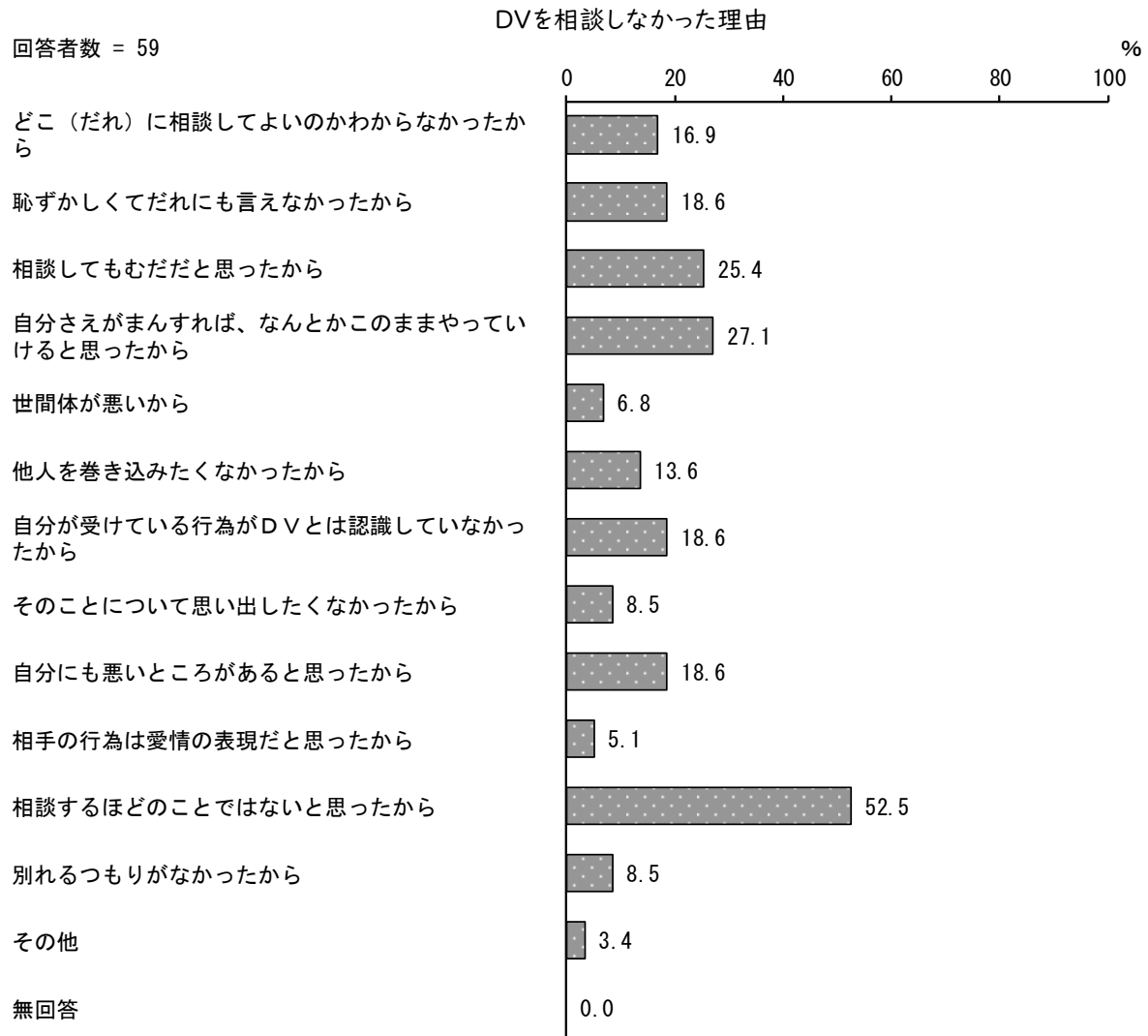
⑨ (DVを受けた人のみ)DVを相談したか

「どこ(だれ)にも相談しなかった」が38.8%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」が32.9%、「家族や親戚に相談した」が28.3%となっています。



⑩ (DVを受けた人のみ)DVを相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」が52.5%と最も高く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が27.1%、「相談してもむだだと思ったから」が25.4%となっています。

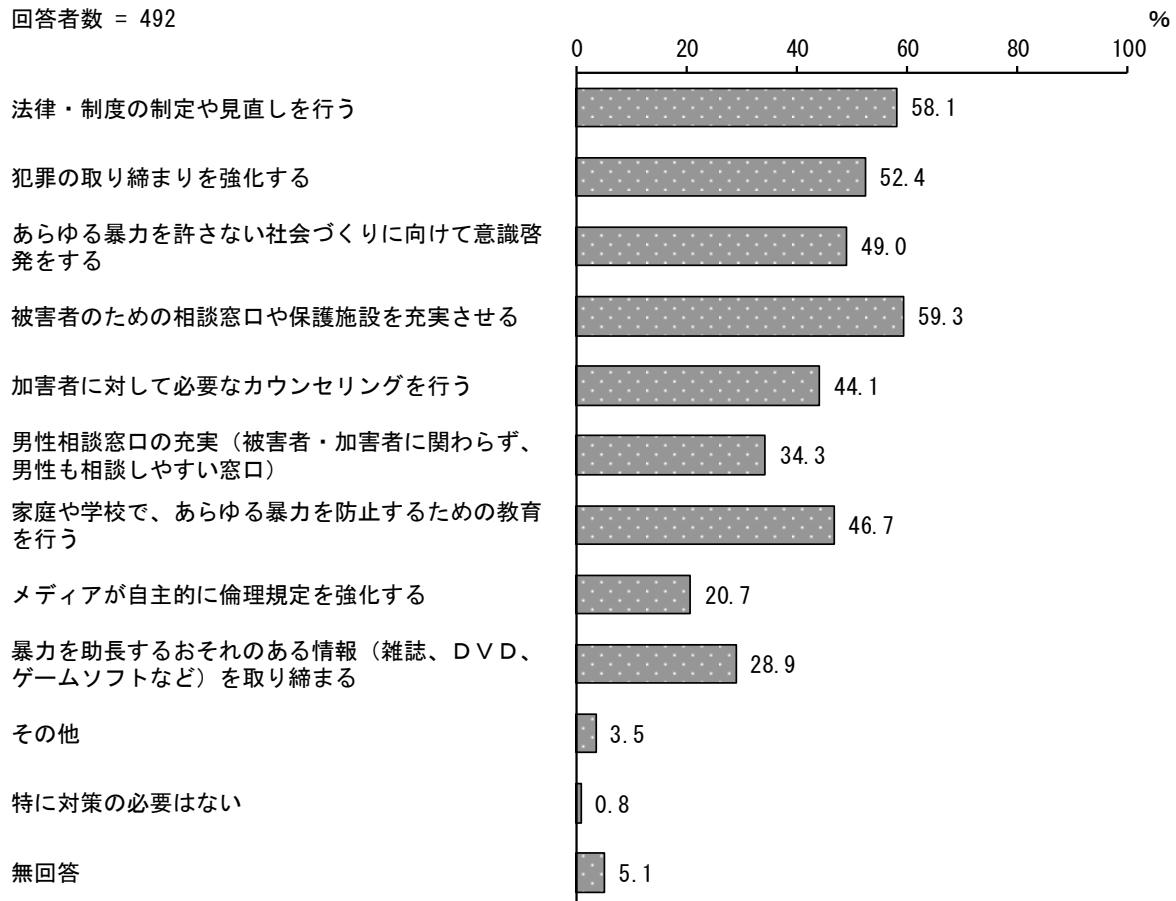


⑪ あらゆる暴力をなくすために進めるべき取り組み

「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」が59.3%と最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しを行う」が58.1%、「犯罪の取り締まりを強化する」が52.4%となっています。

あらゆる暴力をなくすために進めるべき取り組み

回答者数 = 492

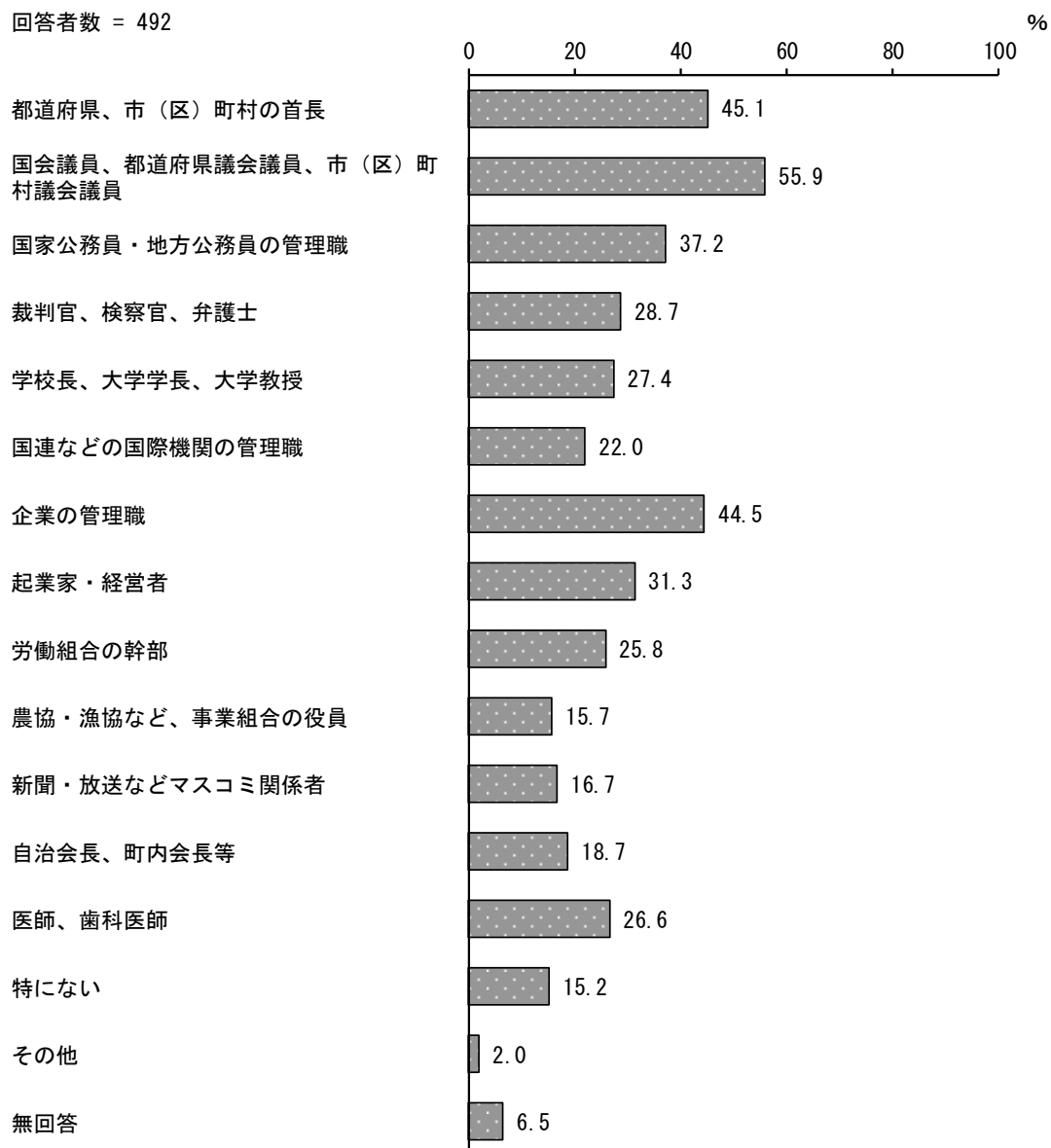


⑫ 今後女性がもっと増えるほうがよいと思う職業・役職

「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」が55.9%と最も高く、次いで「都道府県、市（区）町村の首長」が45.1%、「企業の管理職」が44.5%となっています。

今後女性がもっと増えるほうがよいと思う職業・役職

回答者数 = 492

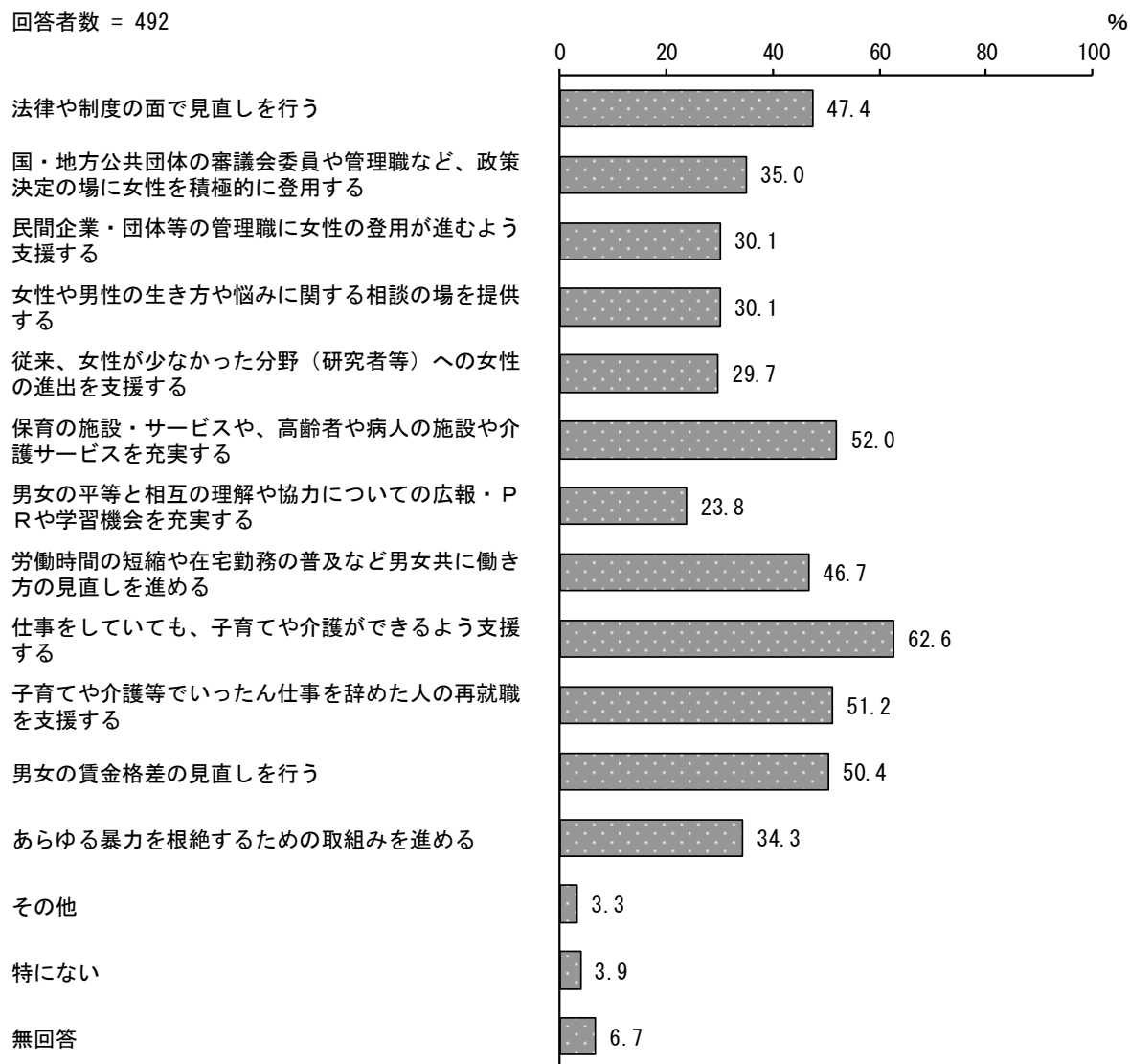


⑬ 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、力を入れていくべきこと

「仕事をしていても、子育てや介護ができるよう支援する」が62.6%と最も高く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が52.0%、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が51.2%となっており、子育てに関する事項が多くなっています。

「男女共同参画社会」を実現するために、今後、力を入れていくべきこと

回答者数 = 492



2 大阪狭山市の男女共同参画の現状と課題

施策の方向性ごとに、国の方針を踏まえ、これまでの事業の実施状況やアンケート調査の結果から課題を整理しました。

施策の方向性Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）において、男女共同参画の視点を持ち、地域の中で活動できる人材を育成するための講座等を実施しています。
- 幼稚園・こども園、小・中学校等における女性管理職の登用を意識した人材育成を図っています。
- 小・中学校において、児童・生徒が性別にとらわれず自身の個性や可能性を重視し、幅広い職業選択を念頭において進路決定を行うことができるようジェンダー平等教育を推進しています。

【課題】

- 男女共同参画に関する様々な取組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることで、誰もが暮らしやすくなるという理解を深める必要があります。
- それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発に取り組む必要があります。
- 学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てる必要があります。
- 女性の妊娠・出産期や男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組む必要があります。
- 働く場において、男女が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組みが必要です。

施策の方向性Ⅱ 「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 市役所における男性職員の育児休業の取得促進を行っています。
- 女性や非正規労働者に係る均等待遇等が確保されるよう、事業所や労働者等に対し、労働関係法令・制度等の周知・啓発を行うとともに、労働紛争等の事案については、労働相談等による問題解決に向けた指導・助言等を行っています。

【課題】

- 家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。
- 男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取組みが重要です。男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。
- 職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。
- 引き続き、働きながら子育てや介護の支援を充実させるとともに、家族や企業の理解促進を図る必要があります。

施策の方向性Ⅲ 「あらゆる暴力の根絶」についての課題

【主な事業の実施状況】

- ODV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、住民基本台帳法に基づき、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限しています。
- ODV、セクシュアル・ハラスメント、仕事や学校での悩みや不安について、専門のフェミニストカウンセラーによる相談や専用電話相談を実施するとともに、相談へのきっかけづくりとなるよう必要な方に生理用品の提供を行っています。
- ODV、ストーカー行為等の被害者の安全を確保するため、大阪府女性相談センターや所管警察署など関係機関との連携強化を図っています。

【課題】

- さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化が必要です。
- DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶をめざすとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。
- 性暴力は未成年者が被害者となる場合もあることから、被害が潜在化、深刻化しやすい状況が指摘されており、被害者が相談しやすい環境を整備し、適切な保護を行うとともに、被害者への暴力の抑止につながるよう、加害者の更正を支援していくことも必要とされています。
- 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止のための周知・啓発、相談支援の充実などハラスメント等が行われない職場づくりを促進することが必要です。

施策の方向性Ⅳ 「誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」についての課題

【主な事業の実施状況】

- 妊娠期から出産後、乳幼児期に至るまでの健やかな成長を促すため、健康教育・訪問・相談事業を行っています。
- 地域子育て支援拠点において、子育て施策の充実を図り、地域全体で子育て支援を行っています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、介護サービスの充実を図るとともに、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進しています。
- 災害時における避難所の運営にあたって、居住スペース、更衣室、トイレ、洗濯物、化粧、身だしなみ等、女性に特有な生活習慣に関するプライバシーの確保に努めるとともに、妊産婦や乳幼児に配慮した備蓄を進めています。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、所轄警察署、自治会などとの連携による防犯パトロールなどを実施しています。

【課題】

- 政治分野や経済分野においては、依然として男性が中心となっており、政策・意思決定過程への女性参画を推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが、それぞれのもつ個性を尊重し合いながら、自分の望む生き方を選択できるような環境づくりを行うことが大切です。
- 本市では少子高齢化が進んでおり、人口に占める高齢者の割合が多くなっています。また、障がいのある人や外国人、性的マイノリティなど、様々な人が生活しています。あらゆる分野における男女共同参画を進めていくためにも、性別、年齢、障がいの有無、国籍に関係なく、すべての市民のエンパワーメントを支援していく必要があります。
- 地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないに関わらず、男女が共に地域活動に参画し、相互理解を深め、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。
- 被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

第3章

計画の基本的な考え方



Ⅰ 計画の基本理念

本市の将来像は、第五次大阪狭山市総合計画において、「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち～みんなでつくる おおさかさやま～」を掲げ、人と人、人と地域がつながり、誰もが居場所や役割を持つことができるすべての人にやさしいまちづくりをめざしています。

男女共同参画等を含む共生社会分野では、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることがなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの男女共同参画推進の取組みとの連続性、整合性から第3期計画の理念を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、すべての人が性別に関わらず、互いに人権を尊重し、自らの意思によって誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

【 基 本 理 念 】

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して、豊かに暮らせる社会

Ⅱ 計画の基本方向

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の4つの基本方向を設定します。この基本方向に沿って基本課題を設定し、基本課題ごとに具体的な取組みと数値目標を示します。

(1)男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女が公正に社会に参画できるようにするための取組み、職場における女性の活躍の促進、教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実、市による男女共同参画意識の啓発などの取組みを進め、性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。

(2)男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護等に主体的に関わる必要があります。こうしたことを念頭に、男女ともに安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進、仕事と育児・介護等の両立支援の推進、生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

(3)あらゆる暴力の根絶

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。また、職場や教育現場におけるあらゆる虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。

(4)誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画、地域活動の促進、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方向 〕

〔 基本課題 〕

1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
3. あらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会

1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

- (1) 誰もが対等な関係であるための意識の変革
- (2) ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実
- (3) 生涯を通じての健康支援と健康教育

2 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

- (1) 働きやすい職場づくりの推進
- (2) 多様な働き方への支援の拡充
- (3) 雇用の場での男女平等の推進

3 あらゆる暴力の根絶

- (1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり
- (2) DV（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実
- (3) ハラスメント防止対策の推進

4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

- (1) 政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進
- (2) 市民活動や地域社会での男女共同参画の推進
- (3) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 安全・安心に暮らせるまちづくり

[施策]

- ① 男女共同参画社会実現のための調査・研究 ② ジェンダー平等に向けた啓発の推進
- ③ メディア・リテラシーの育成 ④ 性的指向・性自認等に関する理解の促進
- ⑤ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

- ① ジェンダー平等を推進する教育の実施 ② 学校における慣行・制度の見直しとジェンダー平等教育の推進
- ③ 教職員・保護者に対する啓発・研修 ④ 生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充
- ⑤ 男女共同参画に向けての市民参画の推進

- ① 自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の推進
- ② 生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進
- ③ 性感染症やHIV感染症の予防についての情報提供

- ① 男性に対する家事能力修得支援 ② 長時間労働の是正 ③ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発
- ④ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充 ⑤ 特定事業主行動計画の推進
- ⑥ 男性の育児休業の取得促進

- ① 就労の支援 ② 能力開発の支援 ③ 起業・再就職の支援 ④ 労働相談の充実

- ① 事業所に対する啓発
- ② 間接差別の禁止とポジティブ・アクション（積極的改善措置）についての啓発

- ① 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進（暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発）
- ② 情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫
- ③ あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

- ① 被害者の保護、支援体制の強化 ② 相談体制の強化や相談窓口の周知
- ③ 関係機関とのネットワークづくり ④ 加害者の更生支援

- ① 学校・地域活動などにおけるハラスメント防止体制の整備
- ② 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

- ① 政策立案の場への参画 ② 審議会などへの男女平等な参画

- ① 男女共同参画を進める拠点環境の整備 ② 男女のリーダー養成と活動団体への支援
- ③ 活動団体との連携による男女共同参画の推進 ④ ボランティア活動への参加促進
- ⑤ 地域活動への参加促進 ⑥ 平和への貢献、国際交流の促進

- ① 男女の育児不安に対する支援の推進 ② ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実
- ③ 障がい児など支援を要する子どもの支援体制の充実 ④ 介護支援の促進
- ⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実（ヤングケアラー含む）
- ⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

- ① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり
- ② バリアフリー化の推進 ③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実 ④ 母子保健事業の充実
- ⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の充実
- ⑥ 子どもや女性を狙った犯罪に対する防犯施策の充実 ⑦ 緊急支援システムの整備



第4章 施策の内容

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本課題(Ⅰ)誰もが対等な関係であるための意識の変革

方向性

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティへの理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実に図り、意識の変革に努めます。

※機構改革により、各部署の名称変更予定

① 男女共同参画社会実現のための調査・研究

○男女共同参画に関連のある法令などの情報の収集	市民相談・人権啓発グループ
○教科書や指導方法などの調査・研究	学校教育グループ

② ジェンダー平等に向けた啓発の推進

○男女共同参画推進に取り組む市民リーダーの育成 ○男女共同参画関連記事の広報誌などへの掲載や啓発冊子の発行	市民相談・人権啓発グループ
--	---------------

③ メディア・リテラシーの育成

○男女共同参画の視点に立った表現・文化について学習する機会の提供	市民相談・人権啓発グループ
○学校教育におけるメディア・リテラシーの育成	学校教育グループ

④ 性的指向・性自認等に関する理解の促進

○性的マイノリティに関する理解促進に向けた広報誌などへの掲載や啓発冊子の発行 ○大阪狭山市パートナーシップ宣誓制度の導入	市民相談・人権啓発グループ
---	---------------

⑤ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

○市刊行物の表現に関して、固定的性別役割意識にとらわれない表現の推進	広報プロモーショングループ
--	---------------

基本課題(2)ジェンダー平等を推進する教育・生涯学習の充実

方向性

性別にとらわれることなく、男女平等意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、学校において、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができる教育を推進します。そのために、学校教育、家庭教育、社会教育等、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。また、男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、提供体制の充実に努めます。

① ジェンダー平等を推進する教育の実施

○男女共同参画関連図書などの提供	市民相談・人権啓発グループ 社会教育グループ
○男女共同参画推進センターを中心にした、女性の人権について学習する機会の提供 ○多様なライフスタイルを考慮した学習機会の提供	市民相談・人権啓発グループ

② 学校における慣行・制度の見直しとジェンダー平等教育の推進

○保育所・幼稚園・認定こども園における幼児期からのジェンダー平等教育の実践	保育・教育グループ
○学校におけるジェンダー平等教育の充実 ○学校における男女区別のない能力を活かせる教育の充実 ○教育関連機関と行政担当部署との連携	学校教育グループ

③ 教職員・保護者に対する啓発・研修

○小学校・中学校・保育所・幼稚園・認定こども園における女性管理職の登用	教育総務グループ 学校教育グループ 保育・教育グループ
○教職員に対する啓発・研修	人事グループ 学校教育グループ 保育・教育グループ
○保護者に対する啓発・研修、PTA への人権学習の促進	市民相談・人権啓発グループ 社会教育グループ
○保護者が興味関心を持ち、参加しやすいような男女共同参画について学習する機会の提供	市民相談・人権啓発グループ

④ 生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充

○自主的な講座や学習会での市の施設利用を促進 ○各種講座などへの参加の促進	関係グループ
--	--------

⑤ 男女共同参画に向けての市民参画の推進

○市民が企画する男女共同参画をテーマにした学習活動への支援	市民相談・人権啓発グループ
○講座や事業における保育サービスの提供や手話通訳者等の配置	関係グループ

基本課題(3)生涯を通じての健康支援と健康教育

方向性

固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わらず一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習・健康支援体制の充実を図ります。

① 自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育の推進

○進路指導における男女平等の推進 ○自分の生き方を考えさせ、判断力をつける性教育の実施	学校教育グループ
--	----------

② 生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進

○性に関する教育の推進 ○幼少期からの適切な性教育の推進 ○思春期の健康教育・性教育の推進	学校教育グループ
○市民の生涯スポーツ活動を促進・支援	社会教育グループ
○性の多様性に関する学習の機会や情報の提供	市民相談・人権啓発グループ 学校教育グループ
○各種検診・健診の実施 ○健康に関する講座や健康相談の実施 ○男女のこころとからだの健康支援の促進	健康推進グループ

③ 性感染症や HIV 感染症の予防についての情報提供

○性感染症や HIV 感染についての情報提供	健康推進グループ
------------------------	----------

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
「男女共同参画社会」の周知度	54.3%	80%	5年ごとに 進捗を把握
「女子差別撤廃条約」の周知度	19.9%	30%	
SOGI※など性的マイノリティに対する周知度	—	80%	

基本方向2 男女共同参画社会を実現するための 仕事と生活の調和の実現

基本課題(1)働きやすい職場づくりの推進

方向性

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤など男性中心型労働を見直すことが重要です。

そのため、男女がともにそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、男性に対する家事能力修得支援や男性の育児休業取得の促進等の職場における意識改革（働き方改革）を進めるとともに支援する環境づくりを進めます。

※機構改革により、各部署の名称変更予定

① 男性に対する家事能力修得支援

○男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座などの実施	市民相談・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

② 長時間労働の是正

○多様な働き方による労働時間短縮促進の啓発	産業振興・魅力創出グループ
-----------------------	---------------

③ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発

○健康診断受診の啓発 ○労働安全衛生の向上の啓発 ○ワーク・ライフ・バランスの実現の推進	産業振興・魅力創出グループ
--	---------------

④ 仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充

○広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる啓発活動の実施	市民相談・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

⑤ 特定事業主行動計画の推進

○男女共同参画担当部署への女性職員の配置 ○職員研修への女性の参加を促進 ○男女共同参画に関する研修の実施 ○特定事業主行動計画の実行	人事グループ
○庁内での職務分担の男女平等促進	関係グループ

⑥ 男性の育児休業の取得促進

○男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組みの実施	人事グループ
○男性の育児休業の取得促進に向けた市内事業所への啓発	産業振興・魅力創出グループ 市民相談・人権啓発グループ

基本課題(2)多様な働き方への支援の拡充

方向性

男女問わず家事・育児・介護等を担い、働きたい女性が、子育てや介護等との選択を迫られることなく、希望する形で働き続けることができるよう、就業環境の整備や能力開発の支援に取り組めます。

① 就労の支援

○就労を支援する講座などの実施 ○再就職セミナーの開催 ○再就職の機会拡大の啓発、雇用情報の提供 ○働く女性や非正規職員に対する権利擁護のための啓発 ○就業に関する相談の実施 ○就労に向けた啓発講座の実施	産業振興・魅力創出グループ
---	---------------

② 能力開発の支援

○能力開発やキャリア形成のための講座の開催	産業振興・魅力創出グループ
-----------------------	---------------

③ 起業・再就職の支援

○子育て後の就職支援や職域拡大の啓発	産業振興・魅力創出グループ 市民相談・人権啓発グループ
--------------------	--------------------------------

④ 労働相談の充実

○労働問題担当職員の配置と相談機能の充実	人事グループ 産業振興・魅力創出グループ
----------------------	-------------------------

基本課題(3)雇用の場での男女平等の推進

方向性

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別に関わらず、均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができる職場環境づくりを促進します。

① 事業所に対する啓発

○事業所への育児・介護休業法促進の啓発 ○事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 ○男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など関係資料による啓発 ○従業員の健康診断受診の啓発 ○事業所に対するワーク・ライフ・バランス向上のための取組みの情報提供	産業振興・魅力創出グループ
○市民・事業所への労働関連法や男女共同参画社会基本法の周知	産業振興・魅力創出グループ 市民相談・人権啓発グループ
○市の業者登録における事業所からの男女の雇用状況などの報告	法務・契約グループ
○市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進	関係グループ 人事グループ

② 間接差別の禁止とポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発

○市の女性職員の採用、管理職への登用など積極的な男女格差の是正	人事グループ
---------------------------------	--------

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	36.6%	70%	5年ごとに進捗を把握
「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」の周知度	8.5%	30%	
職員研修の参加者における女性の割合	32.1%	40%	1年ごとに進捗を把握
市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合	20.4%	30%	
市男性職員の育児休暇取得率	18.2%	85%	

基本方向3 あらゆる暴力の根絶

基本課題(1)あらゆる暴力根絶のための基盤づくり

方向性

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、特に、若年層からDV（デートDVを含む）の予防啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた迅速な被害者支援を行います。

また、職場や教育現場におけるあらゆる虐待においても重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進め、根絶をめざします。

※機構改革により、各部署の名称変更予定

① 様々な暴力に対する予防に向けた啓発促進（暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発）

○若年層からの暴力を許さない社会をつくるための啓発 ○コミュニケーション能力を高めるなど、暴力の抑制につながるような学習の機会を提供	市民相談・人権啓発グループ
○いじめや体罰のない教育の推進	学校教育グループ

② 情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫

○広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる広報・啓発活動の実施	関係グループ
---------------------------------	--------

③ あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

○児童虐待に対応するネットワークづくり	子育て支援グループ
○高齢者への虐待防止の推進	高齢介護グループ
○障がい者への虐待防止の推進	福祉グループ
○女性に対する暴力防止の推進	市民相談・人権啓発グループ

基本課題(2)DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

方向性

配偶者等からの暴力(DV)を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、男女ともに相談事業へつなげていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化によるネットワークを整備し、切れ目のない支援を進めます。

① 被害者の保護、支援体制の強化

○被害者の安全を確保するための関係機関との連携	市民相談・人権啓発グループ
○DV、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置	市民窓口グループ
○DV、ストーカー行為等の被害者保護のための選挙人名簿閲覧における支援措置	選挙管理委員会事務局

② 相談体制の強化や相談窓口の周知

○女性のための様々な悩みに応じた相談体制の強化	市民相談・人権啓発グループ
-------------------------	---------------

③ 関係機関とのネットワークづくり

○あらゆる暴力の被害者を支援するためのネットワークの整備	市民相談・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

④ 加害者の更生支援

○加害者更生につながる情報の収集・提供	市民相談・人権啓発グループ
---------------------	---------------

基本課題(3)ハラスメント防止対策の推進

方向性

事業所や地域活動、職場等における各種ハラスメントを防止するための啓発・相談・研修を実施し、体制の整備・充実を図ります。

① 学校・地域活動などにおけるハラスメント防止体制の整備

○地域活動におけるハラスメント防止のための啓発・研修の実施	公民連携・協働推進 グループ 市民相談・人権啓発 グループ 学校教育グループ
-------------------------------	--

② 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止

○職場でのハラスメント防止のための相談・研修の実施 ○ハラスメントに関する相談窓口の周知 ○事業所におけるハラスメント防止のための啓発	人事グループ 産業振興・魅力創出 グループ 市民相談・人権啓発 グループ
---	--

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
夫婦や恋人同士における「平手で打つ」という行為を、暴力として認識する市民の割合	81.1%	90%	5年ごとに 進捗を把握
夫婦や恋人同士における「交友関係やスマートフォンを細かく監視する」という行為を、暴力として認識する市民の割合	70.5%	90%	
「女性のための相談窓口を知っている」市民の割合	48.2%	70%	

基本方向4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

基本課題(1)政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進

方向性

様々な価値観を反映した豊かな社会の形成をめざし、あらゆる分野における政策・意思決定過程の場への女性の参画の拡大に向け、市が率先して行政委員会や審議会等の各種委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用にに向けた取組みを継続します。

また、職場や地域活動において、女性が積極的に活躍できるよう啓発・情報提供を行います。

※機構改革により、各部署の名称変更予定

① 政策立案の場への参画

○女性の意思決定機関への参加促進の啓発 ○行政委員会への女性の参加促進 ○各種委員への女性登用の促進	関係グループ
○市における管理職や指導的立場への女性の登用の促進	人事グループ

② 審議会などへの男女平等な参画

○政策・意思決定過程の場、審議会などへの女性の参画の促進	関係グループ
------------------------------	--------

基本課題(2)市民活動や地域社会での男女共同参画の推進

方向性

市の男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進する拠点施設として、市民や企業の啓発、地域活動・市民活動の支援、情報発信等に努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

自治会やPTA等の地域活動の場において、意思決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

① 男女共同参画を進める拠点環境の整備

○男女共同参画推進センター事業の推進	市民相談・人権啓発グループ
--------------------	---------------

② 男女のリーダー養成と活動団体への支援

○男女共同参画に関わる市民活動のネットワークづくりの支援	公民連携・協働推進グループ 市民相談・人権啓発グループ
○女性人材育成に関する講座などの実施 ○自主学习グループの支援	市民相談・人権啓発グループ

③ 活動団体との連携による男女共同参画の推進

○各地域活動における役職などの男女比率に関する情報の収集・公開 ○活動団体が行う学習会・講座などへの支援	公民連携・協働推進グループ 市民相談・人権啓発グループ
---	--------------------------------

④ ボランティア活動への参加促進

○男女共同参画の視点に立ったボランティア人材の育成	市民相談・人権啓発グループ
○ボランティア活動推進事業への補助	福祉グループ
○ボランティア休暇制度の普及・啓発	産業振興・魅力創出グループ
○地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の許可基準等についての周知	人事グループ

⑤ 地域活動への参加促進

○地域で活動する団体の情報収集・提供	公民連携・協働推進 グループ 市民相談・人権啓発 グループ
--------------------	--

⑥ 平和への貢献、国際交流の促進

○平和の尊さを訴える啓発事業の実施	市民相談・人権啓発 グループ
○姉妹都市をはじめ他の国外都市との市民交流事業の実施	公民連携・協働推進 グループ

基本課題(3)困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

方向性

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動等を調和させることができるよう、保育所等への入園待機児童の解消をめざした受け入れ枠の整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供等のきめ細かな子育て支援策を推進します。

また、介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保等、介護支援策の充実を図ります。

加えて、ライフスタイルや価値観の多様化等により、本市においても、ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者が地域で安定した暮らしが実現できるよう必要な支援を行います。

さらに、障がい等によって生活上様々な困難を抱える人々が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画することができるよう、生活の自立と安定のための支援を行います。

① 男女の育児不安に対する支援の推進

○幼稚園、保育園、こども園等における子育て支援サービスの充実 ○保育所等の待機児童の解消	保育・教育グループ
○地域での子育て支援サービスの充実 ○児童家庭相談や子育てへの不安や悩みに対する相談事業の推進	子育て支援グループ
○地域子育て支援拠点事業	子育て支援グループ 保育・教育グループ
○昼間に保護者が家庭にいない児童に対する支援体制の整備	放課後こども支援グループ
○子育て支援事業の推進	健康推進グループ 子育て支援グループ

② ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者の生活安定の充実

○母子・父子・寡婦への支援事業の充実 ○母子寡婦福祉会への活動支援 ○母子・父子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導	子育て支援グループ
○ひとり親家庭への医療費の助成	保険年金グループ
○ひとり暮らし高齢者への生活相談の実施	高齢介護グループ

③ 障がい児など支援を要する子どもの支援体制の充実

○障がい児向けサービスの推進	福祉グループ
○小学校・中学校における支援教育の推進	教育総務グループ 学校教育グループ
○放課後児童会の障がい児受け入れ	放課後子ども支援 グループ
○保育所、幼稚園、こども園等における障がい児保育の推進	保育・教育グループ
○関係機関とのネットワークによる一貫した支援事業の推進 ○発達障がい児等支援事業の実施	子育て支援グループ

④ 介護支援の促進

○事業所への介護支援体制整備・拡充の啓発	産業振興・魅力創出 グループ
----------------------	-------------------

⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実（ヤングケアラー含む）

○重層的支援体制整備事業の推進 ○ヤングケアラーの実態把握及び支援強化	福祉グループ 学校教育グループ 子育て支援 グループ
--	-------------------------------------

⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

○女性相談支援員による相談支援体制の整備 ○庁内関係部署や民間団体を含む関係機関との連携強化	市民相談・人権啓発 グループ
---	-------------------

基本課題(4)安全・安心に暮らせるまちづくり

方向性

年齢や障がいの有無、性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしい暮らしが出来るような環境づくりを推進します。

そのために相談体制の整備や地域活動への参画を通じたつながりづくりなど、関連する様々な分野における男女共同参画についての支援を行います。

① 高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり

○権利擁護に関する相談支援体制の整備 ○シルバー人材センター業務の推進	高齢介護グループ
○障がいに関する相談支援体制の整備	福祉グループ

② バリアフリー化の推進

○福祉の視点に立った環境の整備 ○市民参加によるまちづくりの推進	福祉グループ 都市計画グループ
○重度障がい者等住宅改造助成	福祉グループ

③ 高齢者・障がい者向けサービスの充実

○高齢者・障がい者向けサービスの実施	福祉グループ 高齢介護グループ
--------------------	--------------------

④ 母子保健事業の充実

○妊娠から出産・子育てまでの相談支援体制の整備	健康推進グループ
○子ども医療費の助成	保険年金グループ

⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の充実

○避難場所や災害ボランティア活動などにおける男女共同参画の視点からの配慮	危機管理室 福祉グループ
--------------------------------------	-----------------

⑥ 子どもや女性を狙った犯罪に対する防犯施策の充実

○子どもや夜道の女性を狙った犯罪被害防止の取組み	危機管理室
○子どもや高齢者に対する犯罪被害防止の取組み	高齢介護グループ 学校教育グループ 保育・教育グループ
○犯罪を防止するための防犯灯設置など環境の整備	土木グループ

⑦ 緊急支援システムの整備

○高齢者 SOS ネットワーク事業の実施	高齢介護グループ
----------------------	----------

■計画推進の指標

指標名	現状値 (R4)	目標値 (R15)	備考
審議会などへの女性の参画率	27.7%	40%以上 60%以下	1年ごとに 進捗を把握
女性のいない審議会などの数	3 機関	0 機関	
保育の待機率	1.4%	0%	



計画の推進

I 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的かつ計画的に推進します。

(1) 庁内の連携体制

行政は、市民一人ひとりの日常生活に密着しており、すべての部門において男女共同参画に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、関連部署が連携して取り組んでいく必要があります。

本計画の達成に向けて、「大阪狭山市男女共同参画推進本部」を中心に調整を図りながら、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進します。

市職員については、各職場における研修などを充実させるとともに、男女共同参画を積極的に推進する役割を果たせるように資質の向上を図ります。

(2) 地域との連携体制

本計画の推進にあたっては、市民などが行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、市、市民、事業者及び市民公益活動団体の協働を積極的に推進します。

2 進行管理

本計画に沿った施策が、すべての部署において総合的かつ効果的に実施されるよう、大阪狭山市男女共同参画推進条例第12条第5項に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、推進状況を公表し、管理します。

3 苦情などへの対応

大阪狭山市男女共同参画推進条例第18条第2項に基づき、男女共同参画施策への苦情やその他意見がある場合は、「大阪狭山市男女共同参画推進審議会」の意見を聴き、必要に応じて措置を講ずるものとします。

4 大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）

市では、男女共同参画社会を実現するため、市民が男女共同参画を学び、推進するための拠点として、市役所南館・1階に、男女共同参画推進センターを開設しています。

より多くの市民が、男女共同参画に関心を持ち、気軽に集い、学びを深める拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた以下の事業を主体的に実施するとともに、市内に男女共同参画社会づくりの機運を醸成します。

1. 普及啓発

男女共同参画に対する理解の浸透と意識の定着を図るため、講演会や講座、セミナーを開催します。

2. 人材育成

男女共同参画を推進するためのキーパーソンとなる人材の発掘や育成を行います。

3. 活動支援・交流支援

男女共同参画の推進に取り組む団体の活動支援や団体・市民相互の交流を促進します。

4. 相談

固定的な性別役割分担意識による慣習など、日常生活の中で直面する様々な問題についての相談を受け、問題解決に向けた支援をします。また、必要に応じて、専門の相談機関へつなぎます。

5. 女性の就業支援

就業に関して、女性が自らの意思に基づいて働き方を選択できるよう、再就職や継続就労、起業等に必要な情報提供を行います。

6. 情報収集・発信

男女共同参画に関する図書や資料等を収集し、貸出等を行います。また、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を通じた情報発信を行います。